

## 体育専門学群の教育評価とは？

### —実技検定制度の構想—

野村良和

体育科学系教授

#### 検定制度の制制作業の概要

全学の方針に基づき、体育専門学群の中期目標・中期計画が立てられています。その中には以下のような項目が示されています。(アンダーライン：筆者)

④授業のシラバスに具体的な行動目標を示し、これに対応した成績評価の方法を明示する。

特に、実技実習に関しては、数値的な到達基準を設定し、最低基準達成を単位取得の条件にする。また、優れた学業成績、卒業論文、運動競技成績をあげた学生には、学群長賞を授与する。

(3)シラバスを充実させ、目標、内容、学習指導法、評価の方法を明示する。運動実技科目については評価基準を明示する他、検定制を導入する。

このように、いわゆる「筑波スタンダード」の一端として、本学群ではいくつかの運動種目について独自の評価基準を設定することをめざしてその準備作業が進められています。

具体的には現在、学群の教育課程委員会を中心として、これまで実際に実技関係の授業で実施されてきている成績評価について、その中でも特に実技能力に関する評価方法に焦点を当てて現状把握とその検討作業が行われています。このこと自体は成績評価に関する説明責任を果たすという観点からも重要な課題です。

今後の予定としては、以上で得られた情報を整理し、数種類の種目や運動の要素について典型的な評価方法を例示することになります。そしてその後で、各実技種目毎にそれらに基づく実技能力の判定基準を作る予定です。

・ 困みに現在考えられている実技能力の区

分は、「体育専攻生としての最低基準(数種目について)」、「体育教師として自分の専門外種目として要求されるレベル」、「体育・スポーツ指導者の専門種目として要求されるレベル(コーチ、顧問など)」等です。

ところでこの作業で難しい点は、各スポーツ種目により、実現の見通しについてかなりの差があるということです。

ここでご参考までに、本学群での実技種目についての基本的考え方を示します。

実際に世の中には数多くのスポーツ種目がありますが、本学群では従来より主なスポーツ種目を、1. 個人競技系種目、2. 団体競技系種目、3. 武道系種目に分類しています。そしてそれらの具体的種目は下記の通りです。

1. 個人競技系種目：体操、体操競技、ダンス、陸上競技、水泳、野外運動
2. 団体競技系種目：ハンドボール、バレーボール、バスケットボール、サッカー、ラグビー、野球、テニス、卓球、バドミントン
3. 武道系種目1：柔道、剣道、弓道

ご覧になればおわかりのように、中には数値的な到達目標値を設定しやすい種目もあります。しかしスポーツ選手の養成であればそのような数値目標のみで選手の評価をすることも可能かもしれませんが、指導者になる者としての評価となるとそうはい

きません。フォームがどうか或いは色々な技術要素を身に付けているか等、色々なことが要求されてきます。

また特に団体競技系の種目では、連携プレーや戦術なども重要な評価すべき要素となります。

いずれにしても現段階での見通しとしては、全スポーツ種目について一斉に検定制度を実現することを目標にはせず、実現可能な部分から実施するという予定です。

実はこのような制度は諸外国で導入されている先例があり、その場合は一定レベルに到達しない学生は自助努力を要求されています。今回の検定制度の制定はそれを範としている面があります。

## 本学群生への期待と教育成果

現実に学外の方のみならず、学内のかなりの方の本学群生への期待は、高い実技能力とそれを発揮して得られる賞賛でしょう。スポーツ新聞やテレビで校章(桐の葉)を付けた本学群生が注目されたり、サッカー、バレーボール、柔道、水泳その他の国際大会で本学の卒業生が取り上げられることを歓迎しておられます。

このことに応えるとする、本学群の教育成果(目標)として実技能力の向上ということが大きく掲げ、その成果の判定基準として検定制度が作られることはごく自然

のように思われるかもしれません。

しかしここには以下のような問題点があります。

先ず、前にも述べましたように、現在構想されている実技検定制度は、そのようなことを直接のねらいとはしていないということです。むしろ最低基準の設定に主眼があります。

次に極めて高い(全国レベル或いは国際レベル)競技力或いは競技成績は、本学群の正課として実施される授業の成果とは言いがたいということです。(正課の授業全てを否定するわけではありません)

つまりこのような高い競技力や可能性を有する選手は、本学に入学する以前に既にかなりのレベルにあり、それを更に高めることに貢献しているのは、主として課外に行われるクラブ活動なのです。

これまでに色々な場で、課外教育は大学教育にとって極めて重要である、とは言われてきていますが、実はその位置は曖昧であり、少なくとも理論的には本学群の教育成果とは考えにくいものです。しかし体育系のクラブ活動と本学群の教育との関係は、非常に微妙(?)で、外部からは本学群教育の授業の成果であるかのごとく受け取られていることが多いのではないのでしょうか。

## 本学群生の教育成果に対する評価

本学群生にとってある程度の運動実技能力は必須の要素ですが、そこで要求されるレベルは、前述のようなトップアスリートのものとは全く異なります。実際にトップアスリート以外の本学群生の平均的な競技レベル(能力)は、それほど高いとはいえ、現にそれを上回る学生諸君は、他学群に大勢います。

ところで本学群生の教育成果の評価とはどのようなことなのでしょう。

実際の成績評価における実技レベルの取扱いは、一般的に前述の検定制度で取り上げられるような到達度(絶対評価)と併せて、授業によって高められた成果を把握することになります。そしてこの後者が正課の授業の成果ということになり、まさに学群教育の評価として判定されるものといえます。

また、本学群の教育課程において実技が占める割合が予想外に少ないということを知っておられる方は必ずしも多くはないと思われます。

ということは、本学群においては実技以外の教育評価のあり方についても同時に検討をしなければならないわけです。

## 教育成果としての資格の取得

本学群の教育成果を社会的に明示するた

めに、かつて本学群独自の体育指導者の資格認定制度を構想したことがあります。しかし当時の社会情勢など数多くの難題により実現を見ませんでした。

スポーツの実技能力や指導能力に関する認定(検定)制度としては、各スポーツ種目関係団体が実施する認定制度が数多く設定されています。例えば柔道や剣道の段位やスキーの技術検定は広く知られていますが、それ以外にも相当数の資格が存在します。

実はこれまでそれらの多くの資格認定を財団法人日本体育協会と文部科学省が統括する方向で調整を続けてきました。

そこで本学群では、既に社会的に公認されているスポーツに関する資格を取得しやすくするために基礎的教育内容を教育課程に組み込んでいます。

その詳細については紙面の都合で紹介できませんが、興味のある方は本学群のシラバス(教育課程)をご参照下さい。

因みに本学群がこれまで考慮してきた主な資格は以下のようなものです。

- ・地域スポーツ指導者
- ・商業スポーツ施設における指導者
- ・競技力向上指導者
- ・アスレチックトレーナー
- ・サッカーC級スポーツ指導員

但しこのような資格制度は平成17年度

から大幅に改訂される予定であると同時に、平成18年度からは文部科学省が関わらないこととなります。その結果、これまで文科省のお墨付き的な權威(?)があった資格の先行きが不安になっています。そこで本学群としてどのように対応すべきかということが緊急の課題となっています。

ところでこのような社会的公認資格の基礎要件を本学の授業で満たす場合、その多くは講義等の単位の取得を以て認定されてきています。しかし前にも述べましたが、それらの単位の認定がどのような基準で行われているのか、また今後どのように行われるべきかは、これまで余り真剣に論議されてきていませんが、この期に及んで本学群にとって大きな課題となりました。但し、外部の多くの方はそのようには考えておられないような気がしているのは、私の誤解でしょうか。

(のむら よしかず/学校保健学)